

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和7年4月25日

仙台法務局塩竈支局 登記官 島 貫 悟

記

意見又は資料の提出先 仙台法務局民事行政部復興事業対策官又は塩竈支局

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積(㎡)
3706-2025-6001	塩竈市石堂 2 1 8 番	墓地	1 1 0
3706-2025-6002	塩竈市石堂 2 1 9 番	原野	1 3 4
3706-2025-6003	塩竈市一森山 1 8 番	ため池	1 6 7
3706-2025-6004	塩竈市字伊保石 7 7 番 2	墓地	7 8
3706-2025-6005	宮城郡松島町櫻渡戸字三反田 1 7 番	ため池	7 3
3706-2025-6006	宮城郡松島町櫻渡戸字鶴巻 1 8 番	ため池	9 5
3706-2025-6007	宮城郡松島町櫻渡戸字浜井場 1 番	墓地	3 5 6
3706-2025-6008	宮城郡松島町櫻渡戸字浜井場 7 0 番	墓地	4 9
3706-2025-6009	宮城郡松島町櫻渡戸字浜井場 7 7 番	墓地	5 9
3706-2025-6010	宮城郡松島町櫻渡戸字附子ヶ沢 2 8 番	墓地	2 4
3706-2025-6011	宮城郡松島町初原字焼林 1 1 番	原野	1 7 8